

STOP 滞納！

町税の滞納処分（財産差押）を強化しています

町税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、様々な事業を進めるうえで必要不可欠な財源です。

町税を滞納する事は、納期限内に納税している大多数の町民との公平性を欠くことになります。また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになります。このことから、納税相談もなく滞納を放置する人や納税約束を守らない人に対しては、滞納処分（財産差押）を行います。

◆滞納処分とは

税金を滞納している人の意志に関わりなく、滞納税を強制的に徴収するため、その人の財産を差し押さえ、換価し、滞納税へ充てる一連の手続きをいいます。この場合、町は裁判所へ訴える必要は無く差し押さえることができます。

◆滞納処分（財産差押）の対象となる財産

- ①債権・・・預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など
- ②無体財産権・・・出資金（信用組合、農業協同組合など）
- ③不動産・・・土地、建物
- ④動産・・・自動車、電化製品、貴金属など

◆滞納処分となる人

支払能力があるにも関わらず、遊興費や借金の返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

◆滞納処分までの流れ

1. 納税通知書発送



2. 督促・催告

納期限を過ぎると督促状を発送します。それでも納付がない場合は、文書や電話などで納税の催告を行います。



3. 財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。（国税徴収法第141条）



4. 滞納処分（財産差押）

再三の催告に応じず、支払能力があるにも関わらず納付がない場合は、財産の滞納処分（財産差押）を行います。



5. 換価処分（債権取立・不動産公売）

債権は原則即時に行います。不動産、動産については公売（売却）により換価し、滞納税へ充当します。

○町税を滞納したまま亡くなったら

滞納者が税金を滞納したまま亡くなった場合、民法に従って、配偶者や子などの相続人へ滞納金が引き継がれます。なお、相続しない場合は、相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に、家庭裁判所で相続放棄の手続きをとることができます。

※プラスの財産だけを相続することはできませんのでご注意ください。

○納税が困難な場合は、放置せず早めの相談を

災害、本人や家族の病気・事故・事業の休廃止など、やむを得ない事情で納税が困難な場合や一括納付が困難な場合は、分割納付も可能ですので、一人で悩んだり放置せずにお早めにご相談ください。

○租税債権管理機構との連携

税の滞納が解消されない、納付約束をしても納付に至らない人については、租税債権管理機構（須崎市）へ徴収業務を移管しています。また、滞納税の徴収事務についての意見交換や滞納処分（搜索）時には併任協定に基づき合同で行うなど、徴収事務の連携・強化を図っています。

町民課税務係 55-2314